

工事契約における単品スライド条項の適用に伴う対応について

1 単品スライド条項の運用について

神奈川県内広域水道企業団においては、今般の中東情勢の変化等による原材料価格やエネルギーコスト等の上昇を踏まえ、工事契約における単品スライド条項を適用します。詳しくは、神奈川県内広域水道企業団ホームページ（スライド関連情報）を参照してください。

<https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/seido/>

○既契約済みの案件

原材料等の高騰への対応 ⇒ 単品スライド条項を活用（変更契約）

資材納期遅延への対応 ⇒ 必要に応じた工期の延長（変更契約）

○公告中及び今後公告される案件

原材料等の高騰への対応 ⇒ 公告時は従来の積算方法（単価の採用）とし、契約後に実勢価格に応じた単品スライド条項を活用（変更契約）

資材納期遅延への対応 ⇒ 必要に応じた工期の延長（変更契約）

2 お問い合わせ先

契約中の案件で上記手続きに関すること（工期や金額などを含む）については、工事担当課に直接お問い合わせください。

3 その他

インフレスライド等につきましては、令和8年3月17日にお知らせしました「公共工事設計労務単価等の改定（令和8年3月）に伴う特例措置等の実施について」をご確認ください。

神奈川県内広域水道企業団ホームページ

https://www.kwsa.or.jp/nyusatsu/files/roumutanka_tokureisochi.pdf

また、今後の社会情勢を踏まえ、適宜、対応をご案内いたします。

問い合わせ先
総務部 契約検査課
TEL 045-363-4961